

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）																																																														
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画概要</p> <p>6 全体計画</p> <p>(2) 工事計画</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクルプラントについては、令和6年4月1日より処理対象の受入ができるよう工事工程を計画すること。 <p>7 工期</p> <p>(1) 着工 令和5年3月に事業契約の締結が本組合議会で可決された日</p> <p>(2) 竣工 令和7年3月31日</p> <p>第2節 計画主要目</p> <p>1 処理能力</p> <p>(1) 焼却プラントの公称能力</p> <ul style="list-style-type: none"> 80 t /24時間（40t/24時間×2炉）の能力を有すること。 <p>(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の公称能力</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日当たり5時間の稼働で19 tの処理能力を有すること。 <p>3 施設稼働条件</p> <p>(1) 焼却プラントの燃焼条件</p> <p>ア 燃焼温度 850℃以上（焼却炉燃焼温度、再燃焼煙道）</p> <p>イ 上記燃焼温度でのガス滞留時間 2秒以上</p> <p>ウ 煙突出口排ガス中の一酸化炭素濃度 30ppm以下（酸素濃度12%換算値の4時間平均値）</p> <p>エ 焼却残渣の熱灼減量 5%以下</p> <p>(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の処理条件</p> <p>ア 破碎基準（150mm以下）</p> <table border="1" data-bbox="264 957 548 1061"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>粒度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄</td> <td rowspan="4">85%以上</td> </tr> <tr> <td>アルミ</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 選別基準</p> <table border="1" data-bbox="264 1101 638 1268"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>純度</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破碎鉄</td> <td>95%以上</td> <td>85%以上</td> </tr> <tr> <td>破碎アルミ</td> <td>85%以上</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>鉄（缶）</td> <td>98%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>アルミ（缶）</td> <td>95%以上</td> <td>85%以上</td> </tr> <tr> <td>カレット（色選別）</td> <td>99.8%以上</td> <td>75%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	粒度	鉄	85%以上	アルミ	不燃物	可燃物	項目	純度	回収率	破碎鉄	95%以上	85%以上	破碎アルミ	85%以上	60%以上	不燃物	80%以上	80%以上	可燃物	80%以上	80%以上	鉄（缶）	98%以上	90%以上	アルミ（缶）	95%以上	85%以上	カレット（色選別）	99.8%以上	75%以上	<p>○要求水準書からの変更の有無（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理対象の受入ができる期間（ ） 設計・施工工期（ ） <p>○要求水準書からの変更の有無（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公称能力（ ） 公称能力（ ） 燃焼温度（ ）℃以上 上記燃焼温度でのガス滞留時間（ ）秒以上 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度（ ） 熱灼減量（ ）%以下 <table border="1" data-bbox="1030 957 1314 1061"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>粒度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>アルミ</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1030 1101 1404 1268"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>純度</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破碎鉄</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>破碎アルミ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄（缶）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミ（缶）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カレット（色選別）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	粒度	鉄		アルミ	不燃物	可燃物	項目	純度	回収率	破碎鉄			破碎アルミ			不燃物			可燃物			鉄（缶）			アルミ（缶）			カレット（色選別）			
項目	粒度																																																															
鉄	85%以上																																																															
アルミ																																																																
不燃物																																																																
可燃物																																																																
項目	純度	回収率																																																														
破碎鉄	95%以上	85%以上																																																														
破碎アルミ	85%以上	60%以上																																																														
不燃物	80%以上	80%以上																																																														
可燃物	80%以上	80%以上																																																														
鉄（缶）	98%以上	90%以上																																																														
アルミ（缶）	95%以上	85%以上																																																														
カレット（色選別）	99.8%以上	75%以上																																																														
項目	粒度																																																															
鉄																																																																
アルミ																																																																
不燃物																																																																
可燃物																																																																
項目	純度	回収率																																																														
破碎鉄																																																																
破碎アルミ																																																																
不燃物																																																																
可燃物																																																																
鉄（缶）																																																																
アルミ（缶）																																																																
カレット（色選別）																																																																

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）																																																																																																																																																																																																																						
<p>4 公害防止基準</p> <p>(1) 焼却プラントの排ガス基準（酸素濃度12%換算値）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん濃度</td> <td>g/Nm³</td> <td>0.01以下</td> </tr> <tr> <td>硫酸化物濃度</td> <td>ppm</td> <td>200以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素濃度</td> <td>ppm</td> <td>200以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物濃度</td> <td>ppm</td> <td>250以下</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素濃度</td> <td>ppm</td> <td>30以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類濃度</td> <td>ng-TEQ/Nm³</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>水銀濃度</td> <td>μg/Nm³</td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の粉じん濃度基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理棟出口粉じん濃度</td> <td>mg/Nm³</td> <td>0.15以下</td> </tr> <tr> <td>施設内 有人室（労働環境衛生基準）</td> <td>mg/Nm³</td> <td>0.15以下</td> </tr> <tr> <td>施設内 無人室（鉱物性粉じん）</td> <td>mg/m³</td> <td>2.9以下</td> </tr> <tr> <td>集じん装置排気筒出口</td> <td>g/Nm³</td> <td>0.1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 騒音の基準値（敷地境界線において、定格稼動時に下記の基準値以下）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝（6時～8時）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">dB (A)</td> <td>55以下</td> </tr> <tr> <td>昼間（8時～19時）</td> <td>60以下</td> </tr> <tr> <td>夕（19時～22時）</td> <td>55以下</td> </tr> <tr> <td>夜間（22時～6時）</td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 振動の基準値（敷地境界線において、定格稼動時に下記の基準値以下）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間（8時～19時）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">dB</td> <td>65以下</td> </tr> <tr> <td>夜間（19時～8時）</td> <td>60以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 悪臭の基準値（敷地境界線において、臭気強度2.5以下、定格稼動時に下記の悪臭物質濃度基準以下）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td rowspan="20" style="text-align: center;">ppm</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td>0.002以下</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td>0.01以下</td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td>0.009以下</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td>0.005以下</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> <td>0.009以下</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレールアルデヒド</td> <td>0.009以下</td> </tr> <tr> <td>イソバレールアルデヒド</td> <td>0.003以下</td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> <td>0.9以下</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.4以下</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td>0.03以下</td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td>0.001以下</td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td>0.0009以下</td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td>0.01以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	基準値	ばいじん濃度	g/Nm ³	0.01以下	硫酸化物濃度	ppm	200以下	塩化水素濃度	ppm	200以下	窒素酸化物濃度	ppm	250以下	一酸化炭素濃度	ppm	30以下	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³	0.05以下	水銀濃度	μg/Nm ³	50以下	項目	単位	基準値	処理棟出口粉じん濃度	mg/Nm ³	0.15以下	施設内 有人室（労働環境衛生基準）	mg/Nm ³	0.15以下	施設内 無人室（鉱物性粉じん）	mg/m ³	2.9以下	集じん装置排気筒出口	g/Nm ³	0.1以下	項目	単位	基準値	朝（6時～8時）	dB (A)	55以下	昼間（8時～19時）	60以下	夕（19時～22時）	55以下	夜間（22時～6時）	50以下	項目	単位	基準値	昼間（8時～19時）	dB	65以下	夜間（19時～8時）	60以下	項目	単位	基準値	アンモニア	ppm	1以下	メチルメルカプタン	0.002以下	硫化水素	0.02以下	硫化メチル	0.01以下	二硫化メチル	0.009以下	トリメチルアミン	0.005以下	アセトアルデヒド	0.05以下	プロピオンアルデヒド	0.05以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	イソブチルアルデヒド	0.02以下	ノルマルバレールアルデヒド	0.009以下	イソバレールアルデヒド	0.003以下	イソブタノール	0.9以下	酢酸エチル	3以下	メチルイソブチルケトン	1以下	トルエン	10以下	スチレン	0.4以下	キシレン	1以下	プロピオン酸	0.03以下	ノルマル酪酸	0.001以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下	イソ吉草酸	0.01以下	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん濃度</td> <td>g/Nm³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫酸化物濃度</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩化水素濃度</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物濃度</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素濃度</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類濃度</td> <td>ng-TEQ/Nm³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀濃度</td> <td>μg/Nm³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理棟出口粉じん濃度</td> <td>mg/Nm³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設内 有人室（労働環境衛生基準）</td> <td>mg/Nm³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設内 無人室（鉱物性粉じん）</td> <td>mg/m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集じん装置排気筒出口</td> <td>g/Nm³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝（6時～8時）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">dB (A)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間（8時～19時）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夕（19時～22時）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間（22時～6時）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間（8時～19時）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">dB</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間（19時～8時）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td rowspan="20" style="text-align: center;">ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレールアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソバレールアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	基準値	ばいじん濃度	g/Nm ³		硫酸化物濃度	ppm		塩化水素濃度	ppm		窒素酸化物濃度	ppm		一酸化炭素濃度	ppm		ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³		水銀濃度	μg/Nm ³		項目	単位	基準値	処理棟出口粉じん濃度	mg/Nm ³		施設内 有人室（労働環境衛生基準）	mg/Nm ³		施設内 無人室（鉱物性粉じん）	mg/m ³		集じん装置排気筒出口	g/Nm ³		項目	単位	基準値	朝（6時～8時）	dB (A)		昼間（8時～19時）		夕（19時～22時）		夜間（22時～6時）		項目	単位	基準値	昼間（8時～19時）	dB		夜間（19時～8時）		項目	単位	基準値	アンモニア	ppm		メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		二硫化メチル		トリメチルアミン		アセトアルデヒド		プロピオンアルデヒド		ノルマルブチルアルデヒド		イソブチルアルデヒド		ノルマルバレールアルデヒド		イソバレールアルデヒド		イソブタノール		酢酸エチル		メチルイソブチルケトン		トルエン		スチレン		キシレン		プロピオン酸		ノルマル酪酸		ノルマル吉草酸		イソ吉草酸		
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
ばいじん濃度	g/Nm ³	0.01以下																																																																																																																																																																																																																						
硫酸化物濃度	ppm	200以下																																																																																																																																																																																																																						
塩化水素濃度	ppm	200以下																																																																																																																																																																																																																						
窒素酸化物濃度	ppm	250以下																																																																																																																																																																																																																						
一酸化炭素濃度	ppm	30以下																																																																																																																																																																																																																						
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³	0.05以下																																																																																																																																																																																																																						
水銀濃度	μg/Nm ³	50以下																																																																																																																																																																																																																						
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
処理棟出口粉じん濃度	mg/Nm ³	0.15以下																																																																																																																																																																																																																						
施設内 有人室（労働環境衛生基準）	mg/Nm ³	0.15以下																																																																																																																																																																																																																						
施設内 無人室（鉱物性粉じん）	mg/m ³	2.9以下																																																																																																																																																																																																																						
集じん装置排気筒出口	g/Nm ³	0.1以下																																																																																																																																																																																																																						
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
朝（6時～8時）	dB (A)	55以下																																																																																																																																																																																																																						
昼間（8時～19時）		60以下																																																																																																																																																																																																																						
夕（19時～22時）		55以下																																																																																																																																																																																																																						
夜間（22時～6時）		50以下																																																																																																																																																																																																																						
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
昼間（8時～19時）	dB	65以下																																																																																																																																																																																																																						
夜間（19時～8時）		60以下																																																																																																																																																																																																																						
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
アンモニア	ppm	1以下																																																																																																																																																																																																																						
メチルメルカプタン		0.002以下																																																																																																																																																																																																																						
硫化水素		0.02以下																																																																																																																																																																																																																						
硫化メチル		0.01以下																																																																																																																																																																																																																						
二硫化メチル		0.009以下																																																																																																																																																																																																																						
トリメチルアミン		0.005以下																																																																																																																																																																																																																						
アセトアルデヒド		0.05以下																																																																																																																																																																																																																						
プロピオンアルデヒド		0.05以下																																																																																																																																																																																																																						
ノルマルブチルアルデヒド		0.009以下																																																																																																																																																																																																																						
イソブチルアルデヒド		0.02以下																																																																																																																																																																																																																						
ノルマルバレールアルデヒド		0.009以下																																																																																																																																																																																																																						
イソバレールアルデヒド		0.003以下																																																																																																																																																																																																																						
イソブタノール		0.9以下																																																																																																																																																																																																																						
酢酸エチル		3以下																																																																																																																																																																																																																						
メチルイソブチルケトン		1以下																																																																																																																																																																																																																						
トルエン		10以下																																																																																																																																																																																																																						
スチレン		0.4以下																																																																																																																																																																																																																						
キシレン		1以下																																																																																																																																																																																																																						
プロピオン酸		0.03以下																																																																																																																																																																																																																						
ノルマル酪酸		0.001以下																																																																																																																																																																																																																						
ノルマル吉草酸	0.0009以下																																																																																																																																																																																																																							
イソ吉草酸	0.01以下																																																																																																																																																																																																																							
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
ばいじん濃度	g/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
硫酸化物濃度	ppm																																																																																																																																																																																																																							
塩化水素濃度	ppm																																																																																																																																																																																																																							
窒素酸化物濃度	ppm																																																																																																																																																																																																																							
一酸化炭素濃度	ppm																																																																																																																																																																																																																							
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
水銀濃度	μg/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
処理棟出口粉じん濃度	mg/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
施設内 有人室（労働環境衛生基準）	mg/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
施設内 無人室（鉱物性粉じん）	mg/m ³																																																																																																																																																																																																																							
集じん装置排気筒出口	g/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
朝（6時～8時）	dB (A)																																																																																																																																																																																																																							
昼間（8時～19時）																																																																																																																																																																																																																								
夕（19時～22時）																																																																																																																																																																																																																								
夜間（22時～6時）																																																																																																																																																																																																																								
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
昼間（8時～19時）	dB																																																																																																																																																																																																																							
夜間（19時～8時）																																																																																																																																																																																																																								
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
アンモニア	ppm																																																																																																																																																																																																																							
メチルメルカプタン																																																																																																																																																																																																																								
硫化水素																																																																																																																																																																																																																								
硫化メチル																																																																																																																																																																																																																								
二硫化メチル																																																																																																																																																																																																																								
トリメチルアミン																																																																																																																																																																																																																								
アセトアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
プロピオンアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
ノルマルブチルアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
イソブチルアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
ノルマルバレールアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
イソバレールアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
イソブタノール																																																																																																																																																																																																																								
酢酸エチル																																																																																																																																																																																																																								
メチルイソブチルケトン																																																																																																																																																																																																																								
トルエン																																																																																																																																																																																																																								
スチレン																																																																																																																																																																																																																								
キシレン																																																																																																																																																																																																																								
プロピオン酸																																																																																																																																																																																																																								
ノルマル酪酸																																																																																																																																																																																																																								
ノルマル吉草酸																																																																																																																																																																																																																								
イソ吉草酸																																																																																																																																																																																																																								

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）												
<p>5 その他焼却プラントの基準</p> <p>(1) 焼却主灰・飛灰のダイオキシン類含有基準</p> <table border="1" data-bbox="264 196 669 240"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類濃度</td> <td>ng-TEQ/g</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 運転管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理は全体フローの制御監視が可能な中央集中管理方式とすること。 <p>8 安全衛生管理（作業環境基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境の粉じんは第1管理区分以下とすること。 ・照度は照度基準JIS9110及び労働安全衛生規則第604条の規定する数値以上とすること。 ・施設内作業におけるダイオキシン類は、第1管理区域の管理値（2.5pg-TEQ/m3以下）とすること。 <p>9 二酸化炭素排出削減の削減率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却プラント3%以上 ・リサイクルプラント3%以上 <p>第4節 材料及び機器</p> <p>1 使用材料規格</p> <p>④ 竣工後の維持管理における材料及び機器等の調達については、速やかに調達できる体制を継続的に有する。</p> <p>第5節 試運転及び指導期間</p> <p>1 試運転</p> <p>(1) 工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。この期間は、単体機器調整、空運転、負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認を行うものとする。</p> <p>(2) 試運転は、工事請負事業者が本組合とあらかじめ協議のうえ、作成した実施要領書に基づき、工事請負事業者において運転を行うこと。</p> <p>(3) 試運転の実施において支障が生じた場合は、本組合が現場の状況を判断し指示する。工事請負事業者は試運転期間中の運転・調整記録を作成し、提出すること。</p> <p>(5) 補修に際しては、工事請負事業者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、本組合の承諾を得るものとする。</p> <p>2 運転指導</p> <p>(1) 工事請負事業者は本施設に配置される運営事業者の従事職員に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い（点検業務を含む）について、教育指導計画書に基づき必要にして十分な教育指導を行うこと。 なお、教育指導計画書はあらかじめ工事請負事業者が作成し、本組合の承諾を受けなければならない。</p> <p>(2) 本工事の運転指導期間は試運転期間に行うものとするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、本組合と工事請負事業者の協議のうえ、実施しなければならない。</p>	項目	単位	基準値	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	3以下	<table border="1" data-bbox="1032 196 1438 240"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類濃度</td> <td>ng-TEQ/g</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・方 式 ()</p> <p>・管理区分 ()</p> <p>・数 値 ()</p> <p>・管理区域 ()</p> <p>・削減率 ()</p> <p>・削減率 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>・体制を継続的に有する方法 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>・試運転期間 () 日間以上</p> <p>・試運転を行う事業者名 ()</p> <p>・試運転期間中の記録作成の有無 ()</p> <p>・補修実施要領書の作成の有無 ()</p> <p>・教育指導計画書の作成の有無 ()</p> <p>・運転指導期間 () 日間以上</p>	項目	単位	基準値	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g		
項目	単位	基準値												
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	3以下												
項目	単位	基準値												
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g													

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）																								
<p>第6節 性能保証</p> <p>1 保証事項</p> <p>(2) 性能保証事項 以下の項目について「第2節 計画主要目」に記載された数値に適合すること。</p> <p>ア ごみ処理能力及び公害防止基準等</p> <p>① 焼却プラント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止基準 ・ 作業環境基準 <p>② リサイクルプラント（資源物回収施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働条件（破碎基準、選別基準（破碎アルミ、不燃物、可燃物）） ・ 公害防止基準 ・ 作業環境基準 <p>2 引渡性能試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間中に引渡性能試験を行うものとする。 焼却プラントは、試験に先立って1日以上前から運転に入るものとし、引き続き処理能力に見合った焼却量における試験を2日以上連続して行うものとする。 リサイクルプラント（資源物回収施設）の引渡性能試験期間は1日以上とする。 ・ 引渡性能試験の前に予備性能試験期間は焼却プラントが2日以上、リサイクルプラント（資源物回収施設）が1日以上とする。 ・ 予備性能試験成績書は、試運転期間中の施設の処理実績及び運転データを収録及び整理して作成することとするが、性能が発揮されない場合は、建設事業者の責任において対策を実施し、再試験を実施することとする。 <p>(2) 引渡性能試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負事業者は、引渡性能試験を行うに当たって、あらかじめ本組合と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を得なければならない。 ・ 性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を本組合に提出し、承諾を得て実施するものとする。 	<p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性能を保証する手法等 () ・ 引渡性能試験期間 () 日以上 ・ 引渡性能試験期間 () 日以上 ・ 予備性能試験成績書の作成の有無 () ・ 引渡性能試験要領書の作成の有無 () 																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">【焼却プラントの引渡性能試験方法】</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 60%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>ごみ処理能力 (参考測定)</td> <td> (1) ごみ質分析方法 ①採取場所 ホップステージ ②測定回数 1日当たり1回×2日以上 ③分析方法 「昭52.11.4 環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、監督員が指示する方法及び実測値による。 (2) 処理能力試験方法 ごみ処理量はごみクレーンの荷重計による24時間運転の積算値とする。 ごみの投入は、一定した量を定期的に投入するよう努め、一時的な過剰投入は行わない。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【焼却プラントの引渡性能試験方法】				番号	試験項目	試験方法	備考	1	ごみ処理能力 (参考測定)	(1) ごみ質分析方法 ①採取場所 ホップステージ ②測定回数 1日当たり1回×2日以上 ③分析方法 「昭52.11.4 環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、監督員が指示する方法及び実測値による。 (2) 処理能力試験方法 ごみ処理量はごみクレーンの荷重計による24時間運転の積算値とする。 ごみの投入は、一定した量を定期的に投入するよう努め、一時的な過剰投入は行わない。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">【焼却プラントの引渡性能試験方法】</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 60%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>ごみ処理能力 (参考測定)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【焼却プラントの引渡性能試験方法】				番号	試験項目	試験方法	備考	1	ごみ処理能力 (参考測定)			
【焼却プラントの引渡性能試験方法】																										
番号	試験項目	試験方法	備考																							
1	ごみ処理能力 (参考測定)	(1) ごみ質分析方法 ①採取場所 ホップステージ ②測定回数 1日当たり1回×2日以上 ③分析方法 「昭52.11.4 環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、監督員が指示する方法及び実測値による。 (2) 処理能力試験方法 ごみ処理量はごみクレーンの荷重計による24時間運転の積算値とする。 ごみの投入は、一定した量を定期的に投入するよう努め、一時的な過剰投入は行わない。																								
【焼却プラントの引渡性能試験方法】																										
番号	試験項目	試験方法	備考																							
1	ごみ処理能力 (参考測定)																									

要求水準書【設計・施工業務編】				提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）				参照箇所（提案書、図面等）	
【焼却プラントの引渡性能試験方法】				【焼却プラントの引渡性能試験方法】					
番号	試験項目	試験方法	備考	番号	試験項目	試験方法	備考		
2	排ガス ばいじん 硫黄酸化物 塩化水素 窒素酸化物 ダイオキシン類 一酸化炭素 水銀（目標値）	(1)測定場所 煙突測定口（定期検査時の測定位置確認） (2)測定回数 1日当たり1回×2日以上（各炉） (3)測定方法は、以下による。 ばいじんJIS Z8808 硫黄酸化物JIS K0103 塩化水素JIS K0107 窒素酸化物 JIS K0104 ダイオキシン類 JIS K0311 一酸化炭素 JIS K0098 粒子状水銀 JIS Z8808 ガス状水銀 JIS K0222	硫黄酸化物、塩化水素の吸引時間は、30分/回以上とする。 一酸化炭素の吸引時間は、4時間/回以上とする。	2	排ガス ばいじん 硫黄酸化物 塩化水素 窒素酸化物 ダイオキシン類 一酸化炭素 水銀（目標値）				
3	騒音	(1)測定場所 本組合の指定する場所（4箇所） (2)測定回数 各時間区分の中で1回以上 (3)測定方法は「騒音規制法」による。	焼却プラント全炉とリサイクルプラント（資源物回収施設）を同時運転により実施する。	3	騒音				
4	振動	(1)測定場所 本組合の指定する場所（4箇所） (2)測定回数 各時間区分の中で1回以上 (3)測定方法は「振動規制法」による。	焼却プラント全炉とリサイクルプラント（資源物回収施設）を同時運転により実施する。	4	振動				
5	悪臭 敷地境界	(1)測定場所 本組合の指定する場所（2箇所） (2)測定回数 同一測定点につき1回以上 (3)測定方法は「悪臭防止法」及び「県条例」による。	測定は、昼及び清掃車搬入終了後、構内道路を散水した状態で行うものとする。 焼却プラント全炉とリサイクルプラント（資源物回収施設）を同時運転により実施する。	5	悪臭 敷地境界				
6	緊急作動試験	試験方法は本組合の承諾を得ること。		6	緊急作動試験				

要求水準書【設計・施工業務編】				提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）				参照箇所（提案書、図面等）							
【焼却プラントの引渡性能試験方法】								【焼却プラントの引渡性能試験方法】							
番号	試験項目	試験方法		備考	番号	試験項目	試験方法		備考						
7	作業環境中のダイオキシン類濃度	(1)測定場所 本組合の指定する場所（炉室、飛灰処理室） (2)測定回数 1日当たり1回×2日以上 (3)測定方法 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露対策要綱」別紙1「空气中のダイオキシン類濃度の測定方法」（平成13年4月厚生労働省通達）による。			7	作業環境中のダイオキシン類濃度									
8	作業環境中の粉じん濃度	(1)測定場所 本組合の指定する場所（炉室、飛灰処理室） (2)測定回数 1日当たり1回×2日以上 (3)測定方法 本組合の承諾を得ること。			8	作業環境中の粉じん濃度									
9	ガス冷却室等外表面温度	測定場所、測定回数は本組合の承諾を得ること。			9	ガス冷却室等外表面温度									
10	二酸化炭素排出量の削減率	(1)二酸化炭素排出量の削減効果の検証方法は、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（令和3年4月改定 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）」による。			10	二酸化炭素排出量の削減率									
11	その他			炉室、電気関係諸室等の室温測定等本組合が必要と認めるもの	11	その他			炉室、電気関係諸室等の室温測定等本組合が必要と認めるもの						

要求水準書【設計・施工業務編】				提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）				参照箇所（提案書、図面等）							
【リサイクルプラント（資源物回収施設）の引渡性能試験方法】								【リサイクルプラント（資源物回収施設）の引渡性能試験方法】							
番号	試験項目	試験方法		備考	番号	試験項目	試験方法		備考						
1	ごみ処理能力	(1)ごみ質 組成、単位体積重量の確認を行う。 (2)運転時間 原則として5時間とする。 (3)ごみ量 計量機の計測データとする。 (4)測定回数 各処理系統 1回×1日以上とする		計画値と単位体積重量が異なる場合は、両者の比率から補正する。	1	ごみ処理能力			計画値と単位体積重量が異なる場合は、両者の比率から補正する。						
2	破碎基準	(1)採取場所 破碎機出口 (2)測定回数 1回×1日以上 (3)測定方法 手分析による。			2	破碎基準									
3	選別基準	純度 (重量割合) 不燃粗大ごみ系統： 鉄（参考測定） アルミ 不燃物 可燃物		(1)採取場所 各選別機出口 (2)測定回数 各1回×1日以上 (3)測定方法 手分析による。		3	選別基準	純度 (重量割合) 不燃粗大ごみ系統： 鉄（参考測定） アルミ 不燃物 可燃物							
		回収率 (目標値)		測定方法等は本組合の承諾を得ること。				回収率 (目標値)							
4	排気口出口 粉じん濃度	(1)測定場所 集じん装置排気筒出口 (2)測定回数 1回×1日以上 (3)測定方法は本組合の承諾を得ること。			4	排気口出口 粉じん濃度									
5	作業環境中 粉じん濃度	(1)測定場所 処理棟出口、施設内（有人室、無人室） (2)測定回数 各1回×1日以上 (3)測定方法は本組合の承諾を得ること。			5	作業環境中 粉じん濃度									
6	緊急作動試験	試験方法は本組合の承諾を得ること。			6	緊急作動試験									
7	二酸化炭素 排出量の削減 率	(1)二酸化炭素排出量の削減効果の検証方法は、 「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（令和3年4月改定 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）」による。			7	二酸化炭素 排出量の削減 率									

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>第7節 契約の内容に適合しないもの</p> <p>1 契約不適合責任</p> <p>(1) 設計契約不適合責任</p> <p>ア 契約不適合担保期間 10年</p> <p>(2) 施工の契約不適合</p> <p>ア プラント設備工事関係 1年</p> <p>イ 建築工事関係（建築機械設備） 1年</p> <p>2 契約不適合確認検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 本組合は、本工事に係る設備・機器等の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、工事請負事業者に対して契約不適合確認検査を行わせることができるものとする。工事請負事業者は、本組合と協議したうえで契約不適合確認検査を実施し、その結果を報告すること。 契約不適合確認検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。契約不適合確認検査で契約不適合と認められる部分については、工事請負事業者の責任において改善、補修すること。 契約不適合確認検査に係る費用は、工事請負事業者の負担とする。 <p>3 契約不適合確認要領書</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負事業者は、あらかじめ「契約不適合確認要領書」を本組合に提出し、承諾を受ける。 <p>第9節 提出図書</p> <p>第10節 検査及び試験</p> <p>第12節 その他</p> <p>3 施工</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理計画書を作成し、提出する。 <p>(4) 保険</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施設の施工に際して、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険及び労働災害保険等に加入すること。 <p>4 予備品及び消耗品</p> <p>(1) 予備品</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式引渡し後、1年間に必要とする数量を納入すること。 <p>(2) 消耗品</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式引渡し後、1年間に必要とする数量を納入すること。 <p>第2章 焼却プラント機械設備工事仕様</p> <p>第1節 各設備共通仕様</p> <p>1 歩廊・階段・点検床等</p> <p>(1) 歩廊・階段・点検床及び通路</p> <p>ア 構造 [グレーチング、必要に応じてチェッカープレート使用]</p> <p>イ 幅 主要部 [1,200] mm以上 その他 [900] mm以上</p> <p>ウ 階段傾斜角 主要通路は [45] 度以下</p> <p>(2) 手摺</p> <p>ア 構造 鋼管溶接構造 [φ=34mm (25A)] 以上</p> <p>イ 高さ 階段部 [900] mm以上 その他 [1,100] mm以上</p> <p>(3) 設計基準</p> <p>エ 主要階段の傾斜面は、原則として水平面に対して45度以下とし、階段の傾斜角、蹴上げ、踏み面等の寸法は、極力統一すること。</p> <p>オ 手摺りの支柱間隔は [1,100] mmとすること。</p>	<p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約不適合担保期間 () 年 プラント設備工事関係 () 年 建築工事関係（建築機械設備） () 年 疑義発生時の契約不適合検査の実施の有無 () 契約不適合検査を実施する事業者名 () 費用を負担する事業者名 () 不適合確認要領書の作成の有無 () <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理計画書の作成の有無 () 火災保険の有無 () 組立保険の有無 () 第三者損害保険の有無 () 建設工事保険の有無 () 労働災害保険の有無 () その他加入する保険 () 納入量 () 年間分 納入量 () 年間分 <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造 [()] 幅 主要部 [()] mm その他 [()] mm 階段傾斜角 主要通路 [()] 度 構造 鋼管溶接構造 [()] 階段部 [()] mm その他 [()] mm 主要階段の傾斜面 [()] 度以下 手摺りの支柱間隔 [()] mm 	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>5 機器構成</p> <p>(1) 主要な機器の運転操作は、必要に応じて切換方式により中央制御室から遠隔操作と現場操作が可能な方式とすること。</p> <p>(2) 振動・騒音の発生する機器には、防振・防音対策に十分に配慮すること。</p> <p>(3) 粉じんが発生する箇所には、集じん装置や散水装置を設ける等適切な防じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。</p> <p>(4) 臭気が発生する箇所には、負圧管理、密閉化等適切な臭気対策を講ずること。</p> <p>(5) 可燃性ガスの発生する恐れがある箇所には、防爆対策を十分に行うとともに、爆発に対しては、爆風を逃がせるよう配慮し、二次災害を防止すること。</p> <p>(6) ベルトコンベヤを採用する場合、機側には緊急停止装置（引き綱式等）等安全対策を講ずること。</p> <p>6 地震対策</p> <p>(1) 指定数量以上の灯油、軽油及び重油等の危険物は、危険物貯蔵所に格納すること。</p> <p>(2) 灯油、軽油及び重油等のタンク（貯留タンク、サービスタンク）には必要な容量の防液堤を設けること。 また、タンクからの移送配管は地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイントを必ず設けること。</p> <p>(3) 塩酸、苛性ソーダ及びアンモニア水等の薬液貯槽の設置については薬液種別毎に必要な容量の防液堤を設けること。</p> <p>(4) 電源あるいは計装用空気源が断られたときは、各バルブ・ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにすること。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 必要な箇所に荷役用ハッチ、電動ホイス等を必要に応じて設けること。</p> <p>(2) 道路を横断する配管、ダクト類は、道路面からの有効高さを4m（消防との協議）以上とすること。</p> <p>(3) 交換部品重量が100kgを超える機器の上部には、必要に応じて吊フック、ホイス及びホイスレールを設置すること。</p> <p>(4) 労働安全上危険と思われる場所には、安全標識をJISZ9101により設けること。</p> <p>第2節 受入供給設備</p> <p>1 トラックスケール</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア トラックスケール 1基</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 信号灯を更新すること。</p> <p>イ 信号灯のLED化及び寸法の変更（既設φ120mmからφ150mmへ改修する）を行うこと。</p> <p>ウ 信号灯スタンドは、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>(1) 形式 [鋼板製スタンド形]</p> <p>(2) 数量 [2] 基</p> <p>(3) 主要項目（1基につき）</p> <p>ア 信号灯 [LED照明]</p> <p>イ 信号灯寸法 [φ150mm]</p>	<p>・方式 ()</p> <p>・対策 ()</p> <p>・防液堤容量 ()</p> <p>・フレキシブルジョイント設置の有無 ()</p> <p>・防液堤容量 ()</p> <p>・対策 ()</p> <p>・有効高さ [] m</p> <p>・対策 ()</p> <p>・対策 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>・工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・形式 [] 基</p> <p>・数量 [] 基</p> <p>・形式 []</p> <p>・寸法 [] mm</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準書を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>第3節 燃焼ガス冷却設備</p> <p>1 ガス冷却室</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア ガス冷却室 2基</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア ケーシング本体の改修（下部ケーシング径を拡大し、蒸発効率を上げることにより通気圧損を低減する）すること。</p> <p>イ ケーシング改修に伴い、耐火物を更新すること。</p> <p>ウ ガス冷却室噴射ノズルは、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工程における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>(1) 形式 [完全蒸発型水噴射式（別置型）]</p> <p>(2) 数量 [2] 基</p> <p>(3) 主要項目（1基につき）</p> <p>ア 冷却室容積 [] m³</p> <p>イ 蒸発熱負荷（最大） [] kJ/m³・h（高質ごみ時）</p> <p>ウ 処理ガス量（最大） [] Nm³/h</p> <p>エ 入口ガス温度 [] ~ [] °C</p> <p>オ 出口ガス温度 約 [] °C</p> <p>カ 主要寸法 内寸 [] m×高さ [] m 外寸 [] m×高さ [] m 下部ケーシング寸法 径3.6m→ [] m</p> <p>キ ライニング [] + [] + []</p> <p>ク ケーシング []</p> <p>2 噴射水加圧ポンプ</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア 噴射水加圧ポンプ 3基（内1基予備）</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 噴射水加圧ポンプ1式を更新すること。</p> <p>イ ポンプの電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>ウ ガス冷却水噴霧用バルブスタンド及び配管は、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工程における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>・工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・形式 []</p> <p>・数量 [] 基</p> <p>・冷却室容積 [] m³</p> <p>・蒸発熱負荷（最大） [] kJ/m³・h（高質ごみ時）</p> <p>・処理ガス量（最大） [] Nm³/h</p> <p>・入口ガス温度 [] ~ [] °C</p> <p>・出口ガス温度 約 [] °C</p> <p>・主要寸法 内寸 [] m×高さ [] m 外寸 [] m×高さ [] m 下部ケーシング寸法 径3.6m→ [] m</p> <p>・ライニング [] + [] + []</p> <p>・ケーシング []</p> <p>・工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>第4節 排ガス処理設備</p> <p>1 ろ過式集じん器</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲 ア ろ過式集じん器 2基</p> <p>(2) 工事内容 ア 本体ケーシングの一部（クリーンルーム、下部ホップ）を更新すること。 イ クリーンルーム更新に伴い、内部噴射管を更新すること。 ウ 本体ケーシング更新範囲のヒータを更新すること。 エ ロータリースクレーバを更新すること。 オ ロータリースクレーバの電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>2 飛灰搬出装置</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲 ア 飛灰搬出装置 2基</p> <p>(2) 工事内容 ア 既設の空気輸送式からダブルダンパ及びコンベヤ化による省エネ搬送方式に改修すること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>(1) ダブルダンパ ア 形式 [] 基 イ 数量 [] 基 ウ 主要項目（1基につき） 能力 [] t/h 主要寸法 [] mm × [] mm 主要部材質 [] 電動機 [] kW × P</p> <p>(2) 飛灰搬送コンベヤ ア 形式 [] 基 イ 数量 [] 基 ウ 主要項目（1基につき） 能力 [] t/h 主要寸法 [] mm × [] mm 主要部材質 [] 電動機 [] kW × P</p>	<p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>・工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・形式 [] 基 ・数量 [] 基</p> <p>・能力 [] t/h ・主要寸法 [] mm × [] mm ・主要部材質 [] ・電動機 [] kW × P</p> <p>・形式 [] 基 ・数量 [] 基</p> <p>・能力 [] t/h ・主要寸法 [] mm × [] mm ・主要部材質 [] ・電動機 [] kW × P</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>2 減温用送風機 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 減温用送風機 2基 (2) 工事内容 ア 減温用送風機1式を更新すること。 イ 送風機の電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>3 誘引通風機 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 誘引通風機 2基 (2) 工事内容 ア 誘引通風機1式を更新すること。 イ 送風機の電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>4 燃焼用空気予熱器 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 燃焼用空気予熱器 2基 (2) 工事内容 ア 燃焼用空気予熱器1式を更新すること。 イ 燃焼用空気予熱器の形式は二重管式とすること。 ウ 伝熱部は耐食性を有した材質を用いるとともに排ガス接触側には不定形耐火物施工を行うこと。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>5 減温用空気予熱器 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 第1減温用空気予熱器 2基 イ 第2減温用空気予熱器 2基 ウ 第3減温用空気予熱器 2基 エ 予熱空気混合器 2基 (2) 工事内容 ア 減温用空気予熱器1式（第1から第3減温用空気予熱器及び予熱空気混合器）を更新すること イ 第1から第3減温用空気予熱器の形式は二重管式とする。 ウ 減温用空気予熱器の伝熱部は耐食性を有した材質を用いるとともに排ガス接触側（予熱器上部及び下部の一部）には不定形耐火物施工を行うこと。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>6 煙道 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 第2上部煙道 2基 イ 第3上部煙道 2基 ウ 第1空気予熱器下部煙道 2基 エ 第2空気予熱器下部煙道 2基 オ ガス冷却室からろ過式集じん器煙道 2基 カ 過式集じん器温風循環煙道 2基 （クリーンルームから温風循環ファン入口） キ ろ過式集じん器から触媒反応塔煙道 2基 （触媒反応塔バイパス含む） ク 触媒反応塔から誘引通風機煙道 2基 ケ 誘引通風機から煙突（煙突入口まで）煙道 2基 (2) 工事内容 ア 機器更新に伴う範囲の煙道を更新すること。 イ 第2、3上部煙道及び第1、2空気予熱器煙道については、排ガス接触部に不定形耐火物施工を行うこと。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>2 減温用空気予熱器下部ダスト搬送装置</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア 減温用空気予熱器下部ダスト破砕機 2基</p> <p>イ 減温用空気予熱器下部テーブルフィーダ 2基</p> <p>ウ 減温用空気予熱器二重ゲート 2基</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 過剰動力を削減するためにダスト破砕機本体を撤去し、シュートを取り付けると。</p> <p>イ 減温用空気予熱器下部テーブルフィーダを更新すること。</p> <p>ウ テーブルフィーダ更新に伴い、二重ゲート本体を更新すること。</p> <p>エ テーブルフィーダの電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>3 第1ダストコンベヤ</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア 第1ダストコンベヤ 2基</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 第1ダストコンベヤ1式を更新すること。</p> <p>イ コンベヤの電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>4 第2ダストコンベヤ 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 第2ダストコンベヤ 1基 (2) 工事内容 ア 第2ダストコンベヤ1式を更新すること。 イ コンベヤの電動機は、高効率電動機を採用すること。 ウ ダスト破砕機撤去に伴い、コンベヤ機長立ち上がり部を短縮する。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。 (1) 形式 [] (2) 数量 1基 (3) 主要項目 ア 主要寸法 幅 [] m×長さ（垂直方向） [] m、 （水平方向） [] m</p> <p>5 第3ダストコンベヤ 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 第3ダストコンベヤ 1基 (2) 工事内容 ア 第3ダストコンベヤ1式を更新すること。 イ コンベヤの電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>6 ダスト破砕機 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア ダスト破砕機 1基 (2) 工事内容 ア 過剰動力を削減するためにダスト破砕機を撤去すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 形式 []</p> <p>・ 主要寸法 幅 [] m×長さ（垂直方向） [] m、 （水平方向） [] m</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>5 誘引通風機制御盤</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア 1号誘引通風機制御盤 1面</p> <p>イ 2号誘引通風機制御盤 1面</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 誘引通風機更新に伴い、誘引通風機制御盤内のインバータを更新すること。</p> <p>イ 盤本体及び盤内配線は、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>6 減温用及び燃焼用送風機制御盤</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア 1号減温用送風機制御盤 1面</p> <p>イ 2号減温用送風機制御盤 1面</p> <p>ウ 1号燃焼用送風機制御盤 1面</p> <p>エ 2号燃焼用送風機制御盤 1面</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 減温用送風機更新に伴い、減温用送風機制御盤内を改造すること。</p> <p>イ 燃焼用送風機更新に伴い、燃焼用送風機制御盤ないのインバータを更新すること。</p> <p>ウ 盤本体及び盤内配線は、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>7 ごみクレーン制御盤 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア ごみクレーン制御盤 1式 (2) 工事内容 ア ごみクレーン機械部品（巻上・横行・走行装置）更新に伴い、ごみクレーン制御盤内のインバータを更新すること。 イ 盤本体及び盤内配線は、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>8 電動機 (1) 定格 ・ 電動機の定格電圧及び定格周波数は電気方式により計画するものとし、汎用性、経済性及び施工の容易さ等を考慮して選定すること。 (2) 電動機の種類 ・ JISC4034 回転電気機械通則 ・ JISC4210 一般用低圧三相かご形誘導電動機 ・ JISC4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機 ・ JISC4213 低圧三相かご形誘導電動機－低圧トッランナーモータ ・ JEC2137 誘導機 ・ JEM1202 クレーン用全閉形巻線形低圧三相誘導電動機 (3) 電動機の始動方法 ・ 原則として、直入始動とするが、始動時における電源への影響を十分考慮して、始動方法を決定する。</p> <p>9 電気工事 (3) 使用ケーブル ア 高圧ケーブル 6kV架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル（CVケーブル、CVTケーブル）又は同等品以上 イ 低圧ケーブル 600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル（CVケーブル、CVTケーブル）又は同等品以上 600Vビニル絶縁ビニルシース電力ケーブル（CVVケーブル）又は同等品以上 ウ 制御ケーブル 600Vビニル絶縁ビニルシース電力ケーブル（CVVケーブル）又は同等品以上 エ 接地線 600Vビニル電線（IV電線）又は同等品以上 オ 照明 600V平形2芯ビニル絶縁ビニルシースケーブル（VVFケーブル）又は同等品以上 (4) 配管材料 ア ケーブルダクト 鋼板製、溶融亜鉛メッキ製、高耐食性メッキ鋼板製 イ ケーブルラック アルミ製、溶融亜鉛メッキ製、高耐食性メッキ鋼板製 ウ 電線管 厚鋼電線管、薄鋼電線管、ねじなし電線管、硬質ビニル管 エ 地中埋設配管 金属管、合成樹脂管、波付高質ポリエチレン管 オ 可とう電線管 ビニル被覆付ブリカチューブ、プラントチューブ</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 定格 []</p> <p>・ JISC4034 [] ・ JISC4210 [] ・ JISC4212 [] ・ JISC4213 [] ・ JEC2137 [] ・ JEM1202 []</p> <p>・ 始動方法 []</p> <p>・ 高圧ケーブル []</p> <p>・ 低圧ケーブル []</p> <p>・ 制御ケーブル []</p> <p>・ 接地線 [] ・ 照明 []</p> <p>・ ケーブルダクト [] ・ ケーブルラック [] ・ 電線管 [] ・ 地中埋設配管 [] ・ 可とう電線管 []</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>3 計装機器</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア 計装機器 24基（1系列12基）</p> <p>空気予熱器ガス温度計 2基</p> <p>ガス冷入口ガス温度計 2基</p> <p>集じん器入口ガス温度計 2基</p> <p>煙突入口ガス温度計 2基</p> <p>触媒反応塔温度計 2基</p> <p>触媒反応塔入口温度計 2基</p> <p>触媒反応塔出口温度計 2基</p> <p>ガス冷入口圧力発信器 2基</p> <p>誘引通風機入口圧力発信器 2基</p> <p>触媒反応塔差圧発信器 2基</p> <p>排ガス流量計 2基</p> <p>ガス冷噴霧水流量計 2基</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 改修及び更新機器に付帯する計装機器（熱電対、差圧発信機等）の更新を行うこと。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工程における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・工事仕様の変更の有無 ()</p>	
<p>4 計装工事</p> <p>(4) 配線材料</p> <p>ア 電源回路 600V CVケーブル又は同等品以上</p> <p>イ 制御回路 600V CVVケーブル又は同等品以上</p> <p>ウ 誘導障害のある回路 CVV-Sケーブル又は同等品以上</p> <p>エ ITV映像信号回路 同軸ケーブル又は同等品以上</p> <p>オ 熱電対からの温度回路 各種補償導線</p> <p>カ 計算機へ至る回路 通信用ケーブル</p> <p>キ 周囲温度の高い箇所の配線 耐熱電線又は耐熱ケーブル</p> <p>(5) ケーブルの接続</p> <p>原則としてケーブル相互の接続は避けること。</p>	<p>・電源回路 []</p> <p>・制御回路 []</p> <p>・誘導障害のある回路 []</p> <p>・ITV映像信号回路 []</p> <p>・熱電対からの温度回路 []</p> <p>・計算機へ至る回路 []</p> <p>・周囲温度の高い箇所の配線 []</p> <p>・ケーブルの接続 []</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>第3章 リサイクルプラント（資源物回収施設）機械設備工事仕様</p> <p>第1節 各設備共通設備 「第2章 焼却プラント機械設備工事仕様の第1節 各設備共通仕様」に準じること。</p> <p>第2節 受入供給設備</p> <p>1 粗大ごみ受入コンベヤ 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 粗大ごみ受入コンベヤ 1基 (2) 工事内容 ア 電動機を更新すること。 イ コンベヤの電動機は、高効率電動機を採用すること。 ウ コンベヤ本体、カバー、エプロンパン・チェーンは、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>2 不燃ごみ受入コンベヤ 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 不燃ごみ受入コンベヤ 1基 (2) 工事内容 ア エプロンパン、チェーン、減速機を更新すること。 イ コンベヤの電動機は、高効率電動機を採用すること。 ウ コンベヤ本体、カバーは、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>・工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>3 可燃物搬送コンベヤ(1)</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア 可燃物搬送コンベヤ(1) 1基</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア ベルト、ローラ及び電動機を更新すること。</p> <p>イ コンベヤの電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>ウ コンベヤ本体、カバーは、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p>	
<p>4 可燃物搬送コンベヤ(2)</p> <p>【工事内容】</p> <p>(1) 工事範囲</p> <p>ア 可燃物搬送コンベヤ(2) 1基</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア ベルト、ローラを更新すること。</p> <p>イ コンベヤ本体、カバー、電動機は、既設流用とする。</p> <p>【工事仕様】</p> <p>本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>3 雑用空気圧縮機 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 空気圧縮機 1基 (2) 工事内容 ア 雑用空気圧縮機1式を更新すること。 イ 空気圧縮機の電動機は、高効率電動機を採用すること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>第9節 電気・計装設備 1 受変電設備 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 高圧受電盤 1面 イ 高圧進相コンデンサ盤 1面 ウ プラント動力盤 1面 エ 建築動力盤 1面 オ 低圧電灯盤 1面 (2) 工事内容 ア プラント動力盤・建築動力盤・低圧電灯盤のトランス3台を更新すること。 イ 高圧受電盤の真空遮断器・不足電圧継電器・過電流継電器を更新すること。 ウ 高圧進相コンデンサ盤の真空コンタクト・進相コンデンサ・直列リアクトルを更新すること。 エ プラント動力盤の真空遮断器・過電流継電器を更新すること。 オ 建築動力盤の真空遮断器・過電流継電器を更新すること。 カ 低圧電灯盤の真空遮断器・過電流継電器を更新すること。 キ 盤本体及び盤内配線は、既設流用とすること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【設計・施工業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）
<p>2 動力制御盤 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 動力制御盤 2面 イ 補助継電器盤 1面 (2) 工事内容 ア 排風機の起動方式をスターデルタ方式からインバータ方式に変更すること。 イ ブラント動力盤、補助継電器盤を改造すること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>3 ゲート開閉装置制御盤 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア ゲート開閉装置制御盤 1面 (2) 工事内容 ア バンカゲート駆動方式を油圧方式から電動方式へ変更のため、制御盤を改造すること。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p> <p>4 中央監視操作盤 【工事内容】 (1) 工事範囲 ア 中央操作盤 1基 (2) 工事内容 ア 市販ソフトによるDCS制御対応のパソコン2台とモニタ2台を増設すること。 イ 本装置は、各設備及びITVの操作装置と計器調節装置を設ける。</p> <p>【工事仕様】 本工事における仕様内容が既設仕様と異なる場合には、既設仕様を参考に以下に仕様内容を追加記載すること。なお、仕様内容の記載に際しては、SI単位系を使用すること。</p>	<p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事内容の変更の有無 ()</p> <p>・ 工事仕様の変更の有無 ()</p>	

要求水準書【運営業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）																																																														
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 業務委託の概要</p> <p>3 契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備期間 契約締結日から令和5年3月31日まで 期間 令和5年度4月1日から令和15年度3月31日まで（10か年） <p>5 業務委託の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務委託の内容は事前準備業務、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務等の本施設の運営管理に係わる包括的な業務である。 <p>第2節 一般事項</p> <p>7 モニタリング</p> <p>(4) 運営事業者によるセルフモニタリング</p> <p>ア セルフモニタリング実施計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営事業者は、セルフモニタリングの実施体制、実施内容及び確認様式等を記載したセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。 <p>第2章 運転管理条件</p> <p>第1節 業務委託に関する条件</p> <p>第2節 施設稼働に関する条件</p> <p>1 計画処理量</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理対象物の計画搬入量：年間 15,000トン (焼却プラント+リサイクルプラント（資源物回収施設）の搬入量) <p>3 施設稼働条件</p> <p>(1) 焼却プラントの燃焼条件</p> <p>ア 燃焼温度</p> <p>850℃以上（焼却炉燃焼温度、再燃焼煙道）</p> <p>イ 上記燃焼温度でのガス滞留時間</p> <p>2秒以上</p> <p>ウ 煙突出口排ガス中の一酸化炭素濃度</p> <p>30ppm以下（酸素濃度12%換算値の4時間平均値）</p> <p>エ 焼却残渣の熱灼減量</p> <p>5%以下</p> <p>(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の処理条件</p> <p>ア 破砕基準（150mm以下）</p> <table border="1" data-bbox="311 1074 598 1182"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>粒度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄</td> <td rowspan="4">85%以上</td> </tr> <tr> <td>アルミ</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 選別基準</p> <table border="1" data-bbox="311 1220 692 1390"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>純度</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破砕鉄</td> <td>95%以上</td> <td>85%以上</td> </tr> <tr> <td>破砕アルミ</td> <td>85%以上</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>鉄（缶）</td> <td>98%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>アルミ（缶）</td> <td>95%以上</td> <td>85%以上</td> </tr> <tr> <td>カレット（色選別）</td> <td>99.8%以上</td> <td>75%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	粒度	鉄	85%以上	アルミ	不燃物	可燃物	項目	純度	回収率	破砕鉄	95%以上	85%以上	破砕アルミ	85%以上	60%以上	不燃物	80%以上	80%以上	可燃物	80%以上	80%以上	鉄（缶）	98%以上	90%以上	アルミ（缶）	95%以上	85%以上	カレット（色選別）	99.8%以上	75%以上	<p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備期間 () 期間 () 業務委託内容の変更の有無 () <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> セルフモニタリング実施計画書の作成の有無 () <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画処理量 () トン/年 燃焼温度 () ℃以上 上記燃焼温度でのガス滞留時間 () 秒以上 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度 () 熱灼減量 () %以下 <table border="1" data-bbox="1086 1074 1373 1182"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>粒度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>アルミ</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1086 1220 1467 1390"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>純度</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破砕鉄</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>破砕アルミ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄（缶）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミ（缶）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カレット（色選別）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	粒度	鉄		アルミ	不燃物	可燃物	項目	純度	回収率	破砕鉄			破砕アルミ			不燃物			可燃物			鉄（缶）			アルミ（缶）			カレット（色選別）			
項目	粒度																																																															
鉄	85%以上																																																															
アルミ																																																																
不燃物																																																																
可燃物																																																																
項目	純度	回収率																																																														
破砕鉄	95%以上	85%以上																																																														
破砕アルミ	85%以上	60%以上																																																														
不燃物	80%以上	80%以上																																																														
可燃物	80%以上	80%以上																																																														
鉄（缶）	98%以上	90%以上																																																														
アルミ（缶）	95%以上	85%以上																																																														
カレット（色選別）	99.8%以上	75%以上																																																														
項目	粒度																																																															
鉄																																																																
アルミ																																																																
不燃物																																																																
可燃物																																																																
項目	純度	回収率																																																														
破砕鉄																																																																
破砕アルミ																																																																
不燃物																																																																
可燃物																																																																
鉄（缶）																																																																
アルミ（缶）																																																																
カレット（色選別）																																																																

要求水準書【運営業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）																																																																																																																																																																																																																						
<p>4 公害防止基準</p> <p>(1) 焼却プラントの排ガス基準（酸素濃度12%換算値）</p> <table border="1" data-bbox="311 217 725 387"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん濃度</td> <td>g/Nm³</td> <td>0.01以下</td> </tr> <tr> <td>硫酸化物濃度</td> <td>ppm</td> <td>200以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素濃度</td> <td>ppm</td> <td>200以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物濃度</td> <td>ppm</td> <td>250以下</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素濃度</td> <td>ppm</td> <td>30以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類濃度</td> <td>ng-TEQ/Nm³</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>水銀濃度</td> <td>μg/Nm³</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）の粉じん濃度基準</p> <table border="1" data-bbox="311 424 853 533"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理棟出口粉じん濃度</td> <td>mg/Nm³</td> <td>0.15以下</td> </tr> <tr> <td>施設内有人室（労働環境衛生基準）</td> <td>mg/Nm³</td> <td>0.15以下</td> </tr> <tr> <td>施設内無人室（鉱物性粉じん）</td> <td>mg/m³</td> <td>2.9以下</td> </tr> <tr> <td>集じん装置排気筒出口</td> <td>g/Nm³</td> <td>0.1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 騒音の基準値（敷地境界線において、定格稼動時に下記の基準値以下）</p> <table border="1" data-bbox="311 569 725 678"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝（6時～8時）</td> <td rowspan="4">dB (A)</td> <td>55以下</td> </tr> <tr> <td>昼間（8時～19時）</td> <td>60以下</td> </tr> <tr> <td>夕（19時～22時）</td> <td>55以下</td> </tr> <tr> <td>夜間（22時～6時）</td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 振動の基準値（敷地境界線において、定格稼動時に下記の基準値以下）</p> <table border="1" data-bbox="311 715 725 783"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間（8時～19時）</td> <td rowspan="2">dB</td> <td>65以下</td> </tr> <tr> <td>夜間（19時～8時）</td> <td>60以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 悪臭の基準値（敷地境界線において、臭気強度2.5以下、定格稼動時に下記の悪臭物質濃度基準以下）</p> <table border="1" data-bbox="311 836 725 1326"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td rowspan="28">ppm</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td>0.002以下</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td>0.01以下</td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td>0.009以下</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td>0.005以下</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>ホルマルブチルアルデヒド</td> <td>0.009以下</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレルアルデヒド</td> <td>0.009以下</td> </tr> <tr> <td>イソバレルアルデヒド</td> <td>0.003以下</td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> <td>0.9以下</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.4以下</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td>0.03以下</td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td>0.001以下</td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td>0.0009以下</td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td>0.01以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	基準値	ばいじん濃度	g/Nm ³	0.01以下	硫酸化物濃度	ppm	200以下	塩化水素濃度	ppm	200以下	窒素酸化物濃度	ppm	250以下	一酸化炭素濃度	ppm	30以下	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³	0.05以下	水銀濃度	μg/Nm ³	5以下	項目	単位	基準値	処理棟出口粉じん濃度	mg/Nm ³	0.15以下	施設内有人室（労働環境衛生基準）	mg/Nm ³	0.15以下	施設内無人室（鉱物性粉じん）	mg/m ³	2.9以下	集じん装置排気筒出口	g/Nm ³	0.1以下	項目	単位	基準値	朝（6時～8時）	dB (A)	55以下	昼間（8時～19時）	60以下	夕（19時～22時）	55以下	夜間（22時～6時）	50以下	項目	単位	基準値	昼間（8時～19時）	dB	65以下	夜間（19時～8時）	60以下	項目	単位	基準値	アンモニア	ppm	1以下	メチルメルカプタン	0.002以下	硫化水素	0.02以下	硫化メチル	0.01以下	二硫化メチル	0.009以下	トリメチルアミン	0.005以下	アセトアルデヒド	0.05以下	プロピオンアルデヒド	0.05以下	ホルマルブチルアルデヒド	0.009以下	イソブチルアルデヒド	0.02以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	イソバレルアルデヒド	0.003以下	イソブタノール	0.9以下	酢酸エチル	3以下	メチルイソブチルケトン	1以下	トルエン	10以下	スチレン	0.4以下	キシレン	1以下	プロピオン酸	0.03以下	ノルマル酪酸	0.001以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下	イソ吉草酸	0.01以下	<table border="1" data-bbox="1088 217 1503 387"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん濃度</td> <td>g/Nm³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫酸化物濃度</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩化水素濃度</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物濃度</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素濃度</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類濃度</td> <td>ng-TEQ/Nm³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀濃度</td> <td>μg/Nm³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1088 424 1630 533"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理棟出口粉じん濃度</td> <td>mg/Nm³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設内有人室（労働環境衛生基準）</td> <td>mg/Nm³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設内無人室（鉱物性粉じん）</td> <td>mg/m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集じん装置排気筒出口</td> <td>g/Nm³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1088 569 1503 678"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝（6時～8時）</td> <td rowspan="4">dB (A)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間（8時～19時）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夕（19時～22時）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間（22時～6時）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1088 715 1503 783"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間（8時～19時）</td> <td rowspan="2">dB</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間（19時～8時）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1088 836 1503 1326"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td rowspan="28">ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホルマルブチルアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレルアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソバレルアルデヒド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	基準値	ばいじん濃度	g/Nm ³		硫酸化物濃度	ppm		塩化水素濃度	ppm		窒素酸化物濃度	ppm		一酸化炭素濃度	ppm		ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³		水銀濃度	μg/Nm ³		項目	単位	基準値	処理棟出口粉じん濃度	mg/Nm ³		施設内有人室（労働環境衛生基準）	mg/Nm ³		施設内無人室（鉱物性粉じん）	mg/m ³		集じん装置排気筒出口	g/Nm ³		項目	単位	基準値	朝（6時～8時）	dB (A)		昼間（8時～19時）		夕（19時～22時）		夜間（22時～6時）		項目	単位	基準値	昼間（8時～19時）	dB		夜間（19時～8時）		項目	単位	基準値	アンモニア	ppm		メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		二硫化メチル		トリメチルアミン		アセトアルデヒド		プロピオンアルデヒド		ホルマルブチルアルデヒド		イソブチルアルデヒド		ノルマルバレルアルデヒド		イソバレルアルデヒド		イソブタノール		酢酸エチル		メチルイソブチルケトン		トルエン		スチレン		キシレン		プロピオン酸		ノルマル酪酸		ノルマル吉草酸		イソ吉草酸		
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
ばいじん濃度	g/Nm ³	0.01以下																																																																																																																																																																																																																						
硫酸化物濃度	ppm	200以下																																																																																																																																																																																																																						
塩化水素濃度	ppm	200以下																																																																																																																																																																																																																						
窒素酸化物濃度	ppm	250以下																																																																																																																																																																																																																						
一酸化炭素濃度	ppm	30以下																																																																																																																																																																																																																						
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³	0.05以下																																																																																																																																																																																																																						
水銀濃度	μg/Nm ³	5以下																																																																																																																																																																																																																						
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
処理棟出口粉じん濃度	mg/Nm ³	0.15以下																																																																																																																																																																																																																						
施設内有人室（労働環境衛生基準）	mg/Nm ³	0.15以下																																																																																																																																																																																																																						
施設内無人室（鉱物性粉じん）	mg/m ³	2.9以下																																																																																																																																																																																																																						
集じん装置排気筒出口	g/Nm ³	0.1以下																																																																																																																																																																																																																						
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
朝（6時～8時）	dB (A)	55以下																																																																																																																																																																																																																						
昼間（8時～19時）		60以下																																																																																																																																																																																																																						
夕（19時～22時）		55以下																																																																																																																																																																																																																						
夜間（22時～6時）		50以下																																																																																																																																																																																																																						
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
昼間（8時～19時）	dB	65以下																																																																																																																																																																																																																						
夜間（19時～8時）		60以下																																																																																																																																																																																																																						
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
アンモニア	ppm	1以下																																																																																																																																																																																																																						
メチルメルカプタン		0.002以下																																																																																																																																																																																																																						
硫化水素		0.02以下																																																																																																																																																																																																																						
硫化メチル		0.01以下																																																																																																																																																																																																																						
二硫化メチル		0.009以下																																																																																																																																																																																																																						
トリメチルアミン		0.005以下																																																																																																																																																																																																																						
アセトアルデヒド		0.05以下																																																																																																																																																																																																																						
プロピオンアルデヒド		0.05以下																																																																																																																																																																																																																						
ホルマルブチルアルデヒド		0.009以下																																																																																																																																																																																																																						
イソブチルアルデヒド		0.02以下																																																																																																																																																																																																																						
ノルマルバレルアルデヒド		0.009以下																																																																																																																																																																																																																						
イソバレルアルデヒド		0.003以下																																																																																																																																																																																																																						
イソブタノール		0.9以下																																																																																																																																																																																																																						
酢酸エチル		3以下																																																																																																																																																																																																																						
メチルイソブチルケトン		1以下																																																																																																																																																																																																																						
トルエン		10以下																																																																																																																																																																																																																						
スチレン		0.4以下																																																																																																																																																																																																																						
キシレン		1以下																																																																																																																																																																																																																						
プロピオン酸		0.03以下																																																																																																																																																																																																																						
ノルマル酪酸		0.001以下																																																																																																																																																																																																																						
ノルマル吉草酸		0.0009以下																																																																																																																																																																																																																						
イソ吉草酸		0.01以下																																																																																																																																																																																																																						
項目		単位	基準値																																																																																																																																																																																																																					
ばいじん濃度		g/Nm ³																																																																																																																																																																																																																						
硫酸化物濃度		ppm																																																																																																																																																																																																																						
塩化水素濃度		ppm																																																																																																																																																																																																																						
窒素酸化物濃度		ppm																																																																																																																																																																																																																						
一酸化炭素濃度		ppm																																																																																																																																																																																																																						
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
水銀濃度	μg/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
処理棟出口粉じん濃度	mg/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
施設内有人室（労働環境衛生基準）	mg/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
施設内無人室（鉱物性粉じん）	mg/m ³																																																																																																																																																																																																																							
集じん装置排気筒出口	g/Nm ³																																																																																																																																																																																																																							
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
朝（6時～8時）	dB (A)																																																																																																																																																																																																																							
昼間（8時～19時）																																																																																																																																																																																																																								
夕（19時～22時）																																																																																																																																																																																																																								
夜間（22時～6時）																																																																																																																																																																																																																								
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
昼間（8時～19時）	dB																																																																																																																																																																																																																							
夜間（19時～8時）																																																																																																																																																																																																																								
項目	単位	基準値																																																																																																																																																																																																																						
アンモニア	ppm																																																																																																																																																																																																																							
メチルメルカプタン																																																																																																																																																																																																																								
硫化水素																																																																																																																																																																																																																								
硫化メチル																																																																																																																																																																																																																								
二硫化メチル																																																																																																																																																																																																																								
トリメチルアミン																																																																																																																																																																																																																								
アセトアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
プロピオンアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
ホルマルブチルアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
イソブチルアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
ノルマルバレルアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
イソバレルアルデヒド																																																																																																																																																																																																																								
イソブタノール																																																																																																																																																																																																																								
酢酸エチル																																																																																																																																																																																																																								
メチルイソブチルケトン																																																																																																																																																																																																																								
トルエン																																																																																																																																																																																																																								
スチレン																																																																																																																																																																																																																								
キシレン																																																																																																																																																																																																																								
プロピオン酸																																																																																																																																																																																																																								
ノルマル酪酸																																																																																																																																																																																																																								
ノルマル吉草酸																																																																																																																																																																																																																								
イソ吉草酸																																																																																																																																																																																																																								

要求水準書【運営業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）																																																								
<p>5 その他焼却プラントの基準</p> <p>(1) 焼却主灰・飛灰のダイオキシン類含有基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">項目</th> <th style="width:20%;">単位</th> <th style="width:50%;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類濃度</td> <td>ng-TEQ/g</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 作業環境基準</p> <p>ア 粉じん 作業環境として粉じんは法令に基づき、第1管理区分以下とする。</p> <p>イ 照度 照度は、原則として照度基準JISZ9110及び労働安全衛生規則第604条の規定する数値以上とする。</p> <p>ウ ダイオキシン類 『設内作業におけるダイオキシン類は、第1管理区域（2.5pg-TEQ/m3以下）であること。』</p> <p>第3章 運営管理体制及び事前準備</p> <p>第1節 運営管理体制</p> <p>1 業務実施計画書</p> <p>(1) 運営事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前までに本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務実施計画書 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">項目</th> <th style="width:70%;">細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 業務実施体制表</td> <td>① 業務実施体制表</td> </tr> <tr> <td>2 運営管理業務実施計画書</td> <td>① 運転計画（年間、月間） ② 運転管理記録 等を含む</td> </tr> <tr> <td>3 維持管理業務実施計画書</td> <td>① 調達・管理計画 ② 点検・検査計画 ③ 補修・更新計画 ④ 維持管理記録 等を含む</td> </tr> <tr> <td>4 環境管理業務実施計画書</td> <td>① 環境保全基準 ② 環境保全計画 ③ 作業環境保全基準 ④ 作業環境保全計画 ⑤ 環境管理記録 等を含む</td> </tr> <tr> <td>5 情報管理業務実施計画書</td> <td>① 各種報告書提出要領 ② 各種報告書様式 等を含む</td> </tr> <tr> <td>6 その他関連業務実施計画書</td> <td>① 見学者対応計画 ② 住民対応計画 ③ 防火管理計画 ④ 警備・防犯計画 ⑤ 清掃計画 ⑥ 植栽管理計画 等を含む</td> </tr> <tr> <td>7 モニタリング実施計画書</td> <td>① モニタリング実施体制 ② モニタリング対象業務 ③ モニタリング方法・手順</td> </tr> <tr> <td>8 その他</td> <td>① 本組合との協議により必要な図書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 運営業務マニュアル</p> <p>(1) 運営事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した運営業務マニュアルを本業務開始前までに本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営業務マニュアル <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:100%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 運転管理マニュアル</td> </tr> <tr> <td>2 施設保全マニュアル</td> </tr> <tr> <td>3 安全作業マニュアル（ダイオキシン類ばく露防止対策含む）</td> </tr> <tr> <td>4 緊急対応マニュアル（災害、事故、故障、停電等）</td> </tr> <tr> <td>5 その他必要なもの</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	基準値	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	3以下	項目	細目	1 業務実施体制表	① 業務実施体制表	2 運営管理業務実施計画書	① 運転計画（年間、月間） ② 運転管理記録 等を含む	3 維持管理業務実施計画書	① 調達・管理計画 ② 点検・検査計画 ③ 補修・更新計画 ④ 維持管理記録 等を含む	4 環境管理業務実施計画書	① 環境保全基準 ② 環境保全計画 ③ 作業環境保全基準 ④ 作業環境保全計画 ⑤ 環境管理記録 等を含む	5 情報管理業務実施計画書	① 各種報告書提出要領 ② 各種報告書様式 等を含む	6 その他関連業務実施計画書	① 見学者対応計画 ② 住民対応計画 ③ 防火管理計画 ④ 警備・防犯計画 ⑤ 清掃計画 ⑥ 植栽管理計画 等を含む	7 モニタリング実施計画書	① モニタリング実施体制 ② モニタリング対象業務 ③ モニタリング方法・手順	8 その他	① 本組合との協議により必要な図書類	項目	1 運転管理マニュアル	2 施設保全マニュアル	3 安全作業マニュアル（ダイオキシン類ばく露防止対策含む）	4 緊急対応マニュアル（災害、事故、故障、停電等）	5 その他必要なもの	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">項目</th> <th style="width:20%;">単位</th> <th style="width:50%;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類濃度</td> <td>ng-TEQ/g</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・管理区分)</p> <p>・数 値 ()</p> <p>・管理区域)</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>・業務実施計画書の作成の有無)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">項目</th> <th style="width:50%;">細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 業務実施体制表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 運営管理業務実施計画書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 維持管理業務実施計画書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 環境管理業務実施計画書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 情報管理業務実施計画書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 その他関連業務実施計画書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 モニタリング実施計画書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・運営業務マニュアルの作成の有無)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:100%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	基準値	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g		項目	細目	1 業務実施体制表		2 運営管理業務実施計画書		3 維持管理業務実施計画書		4 環境管理業務実施計画書		5 情報管理業務実施計画書		6 その他関連業務実施計画書		7 モニタリング実施計画書		8 その他		項目		
項目	単位	基準値																																																								
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	3以下																																																								
項目	細目																																																									
1 業務実施体制表	① 業務実施体制表																																																									
2 運営管理業務実施計画書	① 運転計画（年間、月間） ② 運転管理記録 等を含む																																																									
3 維持管理業務実施計画書	① 調達・管理計画 ② 点検・検査計画 ③ 補修・更新計画 ④ 維持管理記録 等を含む																																																									
4 環境管理業務実施計画書	① 環境保全基準 ② 環境保全計画 ③ 作業環境保全基準 ④ 作業環境保全計画 ⑤ 環境管理記録 等を含む																																																									
5 情報管理業務実施計画書	① 各種報告書提出要領 ② 各種報告書様式 等を含む																																																									
6 その他関連業務実施計画書	① 見学者対応計画 ② 住民対応計画 ③ 防火管理計画 ④ 警備・防犯計画 ⑤ 清掃計画 ⑥ 植栽管理計画 等を含む																																																									
7 モニタリング実施計画書	① モニタリング実施体制 ② モニタリング対象業務 ③ モニタリング方法・手順																																																									
8 その他	① 本組合との協議により必要な図書類																																																									
項目																																																										
1 運転管理マニュアル																																																										
2 施設保全マニュアル																																																										
3 安全作業マニュアル（ダイオキシン類ばく露防止対策含む）																																																										
4 緊急対応マニュアル（災害、事故、故障、停電等）																																																										
5 その他必要なもの																																																										
項目	単位	基準値																																																								
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g																																																									
項目	細目																																																									
1 業務実施体制表																																																										
2 運営管理業務実施計画書																																																										
3 維持管理業務実施計画書																																																										
4 環境管理業務実施計画書																																																										
5 情報管理業務実施計画書																																																										
6 その他関連業務実施計画書																																																										
7 モニタリング実施計画書																																																										
8 その他																																																										
項目																																																										

要求水準書【運営業務編】	提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）	参照箇所（提案書、図面等）																																																																																																						
<p>第4章 運営業務の内容 第1節 受入管理業務 第2節 運転管理業務 6 適正運転の確認 ・測定項目及び実施頻度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">施設名</th> <th style="width:15%;">測定項目</th> <th style="width:15%;">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">焼却プラント</td> <td>1 ごみ質 ① 種類組成 ② 三成分 ③ 低位発熱量 ④ 単位容積重量</td> <td>6回/年以上</td> </tr> <tr> <td>2 焼却灰 ① 熱灼減量 ② 水分</td> <td>1回/月以上</td> </tr> <tr> <td>3 ばい煙 ① ばいじん ② 硫黄酸化物 ③ 窒素酸化物 ④ 塩化水素 ⑤ 水銀</td> <td>2回/年以上（炉別）</td> </tr> <tr> <td>4 ダイオキシン類 ① 排ガス ② 焼却主灰 ③ 焼却飛灰</td> <td>1回/年以上（炉別） 1回/年以上 1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>5 作業環境 ① 粉じん ② ダイオキシン類 ③ 照度</td> <td>1回/年以上 1回/年以上 2回/年以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">リ（資源）物ル回収施設</td> <td>6 ごみ質 ① 種類組成 ② 単位容積重量</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>7 粉じん ① 排出口</td> <td>2回/年以上</td> </tr> <tr> <td>8 破砕物 ① 破砕寸法</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>9 選別物 ① 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の純度 ② 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の回収率</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>10 作業環境 ① 粉じん ② 照度</td> <td>1回/年以上 2回/年以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">共通</td> <td>11 騒音 ① 敷地境界4箇所</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>12 振動 ① 敷地境界4箇所</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>13 悪臭 ① 臭気指数 敷地境界（2箇所） ② 悪臭物質（22項目） 敷地境界（2箇所）</td> <td>1回/年以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 維持管理業務 5 点検・検査計画</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">項目</th> <th style="width:60%;">法令・通知等</th> <th style="width:30%;">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 一般廃棄物処理施設</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施工規則第4条 機能検査 施工規則第5条 精密機能検査</td> <td>1年/1回以上 3年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>計量法 第21条定期検査の実施時期等</td> <td>2年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 クレーン</td> <td>第34条 荷重試験等</td> <td>1年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等</td> <td>1月/1回以上</td> </tr> <tr> <td>第36条 作業開始点の点検</td> <td>作業開始前</td> </tr> <tr> <td>第40条 性能検査</td> <td>2年/1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	測定項目	実施頻度	焼却プラント	1 ごみ質 ① 種類組成 ② 三成分 ③ 低位発熱量 ④ 単位容積重量	6回/年以上	2 焼却灰 ① 熱灼減量 ② 水分	1回/月以上	3 ばい煙 ① ばいじん ② 硫黄酸化物 ③ 窒素酸化物 ④ 塩化水素 ⑤ 水銀	2回/年以上（炉別）	4 ダイオキシン類 ① 排ガス ② 焼却主灰 ③ 焼却飛灰	1回/年以上（炉別） 1回/年以上 1回/年以上	5 作業環境 ① 粉じん ② ダイオキシン類 ③ 照度	1回/年以上 1回/年以上 2回/年以上	リ（資源）物ル回収施設	6 ごみ質 ① 種類組成 ② 単位容積重量	1回/年以上	7 粉じん ① 排出口	2回/年以上	8 破砕物 ① 破砕寸法	1回/年以上	9 選別物 ① 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の純度 ② 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の回収率	1回/年以上	10 作業環境 ① 粉じん ② 照度	1回/年以上 2回/年以上	共通	11 騒音 ① 敷地境界4箇所	1回/年以上	12 振動 ① 敷地境界4箇所	1回/年以上	13 悪臭 ① 臭気指数 敷地境界（2箇所） ② 悪臭物質（22項目） 敷地境界（2箇所）	1回/年以上	項目	法令・通知等	実施頻度	1 一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施工規則第4条 機能検査 施工規則第5条 精密機能検査	1年/1回以上 3年/1回以上	計量法 第21条定期検査の実施時期等	2年/1回以上	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査		3 クレーン	第34条 荷重試験等	1年/1回以上	第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等	1月/1回以上	第36条 作業開始点の点検	作業開始前	第40条 性能検査	2年/1回以上	<p>○要求水準書からの変更の有無（ ）</p> <p>○要求水準書からの変更の有無（ ）</p> <p>・測定項目及び実施頻度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">施設名</th> <th style="width:15%;">測定項目</th> <th style="width:15%;">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">焼却プラント</td> <td>1 ごみ質 ① 種類組成 ② 三成分 ③ 低位発熱量 ④ 単位容積重量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 焼却灰 ① 熱灼減量 ② 水分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 ばい煙 ① ばいじん ② 硫黄酸化物 ③ 窒素酸化物 ④ 塩化水素 ⑤ 水銀</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 ダイオキシン類 ① 排ガス ② 焼却主灰 ③ 焼却飛灰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 作業環境 ① 粉じん ② ダイオキシン類 ③ 照度</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">リ（資源）物ル回収施設</td> <td>6 ごみ質 ① 種類組成 ② 単位容積重量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 粉じん ① 排出口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 破砕物 ① 破砕寸法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 選別物 ① 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の純度 ② 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の回収率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 作業環境 ① 粉じん ② 照度</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">共通</td> <td>11 騒音 ① 敷地境界4箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 振動 ① 敷地境界4箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 悪臭 ① 臭気指数 敷地境界（2箇所） ② 悪臭物質（22項目） 敷地境界（2箇所）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○要求水準書からの変更の有無（ ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">項目</th> <th style="width:60%;">法令・通知等</th> <th style="width:30%;">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 一般廃棄物処理施設</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施工規則第4条 機能検査 施工規則第5条 精密機能検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計量法 第21条定期検査の実施時期等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 クレーン</td> <td>第34条 荷重試験等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第36条 作業開始点の点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第40条 性能検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	測定項目	実施頻度	焼却プラント	1 ごみ質 ① 種類組成 ② 三成分 ③ 低位発熱量 ④ 単位容積重量		2 焼却灰 ① 熱灼減量 ② 水分		3 ばい煙 ① ばいじん ② 硫黄酸化物 ③ 窒素酸化物 ④ 塩化水素 ⑤ 水銀		4 ダイオキシン類 ① 排ガス ② 焼却主灰 ③ 焼却飛灰		5 作業環境 ① 粉じん ② ダイオキシン類 ③ 照度		リ（資源）物ル回収施設	6 ごみ質 ① 種類組成 ② 単位容積重量		7 粉じん ① 排出口		8 破砕物 ① 破砕寸法		9 選別物 ① 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の純度 ② 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の回収率		10 作業環境 ① 粉じん ② 照度		共通	11 騒音 ① 敷地境界4箇所		12 振動 ① 敷地境界4箇所		13 悪臭 ① 臭気指数 敷地境界（2箇所） ② 悪臭物質（22項目） 敷地境界（2箇所）		項目	法令・通知等	実施頻度	1 一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施工規則第4条 機能検査 施工規則第5条 精密機能検査		計量法 第21条定期検査の実施時期等		労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査		3 クレーン	第34条 荷重試験等		第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等		第36条 作業開始点の点検		第40条 性能検査		
施設名	測定項目	実施頻度																																																																																																						
焼却プラント	1 ごみ質 ① 種類組成 ② 三成分 ③ 低位発熱量 ④ 単位容積重量	6回/年以上																																																																																																						
	2 焼却灰 ① 熱灼減量 ② 水分	1回/月以上																																																																																																						
	3 ばい煙 ① ばいじん ② 硫黄酸化物 ③ 窒素酸化物 ④ 塩化水素 ⑤ 水銀	2回/年以上（炉別）																																																																																																						
	4 ダイオキシン類 ① 排ガス ② 焼却主灰 ③ 焼却飛灰	1回/年以上（炉別） 1回/年以上 1回/年以上																																																																																																						
	5 作業環境 ① 粉じん ② ダイオキシン類 ③ 照度	1回/年以上 1回/年以上 2回/年以上																																																																																																						
リ（資源）物ル回収施設	6 ごみ質 ① 種類組成 ② 単位容積重量	1回/年以上																																																																																																						
	7 粉じん ① 排出口	2回/年以上																																																																																																						
	8 破砕物 ① 破砕寸法	1回/年以上																																																																																																						
	9 選別物 ① 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の純度 ② 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の回収率	1回/年以上																																																																																																						
	10 作業環境 ① 粉じん ② 照度	1回/年以上 2回/年以上																																																																																																						
共通	11 騒音 ① 敷地境界4箇所	1回/年以上																																																																																																						
	12 振動 ① 敷地境界4箇所	1回/年以上																																																																																																						
	13 悪臭 ① 臭気指数 敷地境界（2箇所） ② 悪臭物質（22項目） 敷地境界（2箇所）	1回/年以上																																																																																																						
項目	法令・通知等	実施頻度																																																																																																						
1 一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施工規則第4条 機能検査 施工規則第5条 精密機能検査	1年/1回以上 3年/1回以上																																																																																																						
	計量法 第21条定期検査の実施時期等	2年/1回以上																																																																																																						
	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査																																																																																																							
3 クレーン	第34条 荷重試験等	1年/1回以上																																																																																																						
	第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等	1月/1回以上																																																																																																						
	第36条 作業開始点の点検	作業開始前																																																																																																						
	第40条 性能検査	2年/1回以上																																																																																																						
施設名	測定項目	実施頻度																																																																																																						
焼却プラント	1 ごみ質 ① 種類組成 ② 三成分 ③ 低位発熱量 ④ 単位容積重量																																																																																																							
	2 焼却灰 ① 熱灼減量 ② 水分																																																																																																							
	3 ばい煙 ① ばいじん ② 硫黄酸化物 ③ 窒素酸化物 ④ 塩化水素 ⑤ 水銀																																																																																																							
	4 ダイオキシン類 ① 排ガス ② 焼却主灰 ③ 焼却飛灰																																																																																																							
	5 作業環境 ① 粉じん ② ダイオキシン類 ③ 照度																																																																																																							
リ（資源）物ル回収施設	6 ごみ質 ① 種類組成 ② 単位容積重量																																																																																																							
	7 粉じん ① 排出口																																																																																																							
	8 破砕物 ① 破砕寸法																																																																																																							
	9 選別物 ① 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の純度 ② 不燃・粗大ごみ、缶類・びん類処理時の選別物の回収率																																																																																																							
	10 作業環境 ① 粉じん ② 照度																																																																																																							
共通	11 騒音 ① 敷地境界4箇所																																																																																																							
	12 振動 ① 敷地境界4箇所																																																																																																							
	13 悪臭 ① 臭気指数 敷地境界（2箇所） ② 悪臭物質（22項目） 敷地境界（2箇所）																																																																																																							
項目	法令・通知等	実施頻度																																																																																																						
1 一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施工規則第4条 機能検査 施工規則第5条 精密機能検査																																																																																																							
	計量法 第21条定期検査の実施時期等																																																																																																							
	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査																																																																																																							
3 クレーン	第34条 荷重試験等																																																																																																							
	第35条 ブレーキ、ワイヤーロープ等																																																																																																							
	第36条 作業開始点の点検																																																																																																							
	第40条 性能検査																																																																																																							

要求水準書【運営業務編】			提案内容（要求水準を実現する手法、方針、変更点、代替案、設計値等）			参照箇所（提案書、図面等）																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>法令・通知等</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 受変電設備</td> <td>電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査</td> <td>定期検査 1年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>5 自家発電設備</td> <td>電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査</td> <td>定期検査 1年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>6 浄化槽</td> <td>浄化槽法 第10条 保守点検 第11条 定期検査</td> <td>1月/1回以上 1年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>7 建築設備 (エレベータ)</td> <td>労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 定期検査</td> <td>1年/1回以上 1月/1回以上 1～2年/1回以上 1年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>8 消防設備</td> <td>消防法 第17条の3の3 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告</td> <td>1年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>9 燃料貯留槽</td> <td>消防法 第17条の3の3 危険物の規制に関する規則 第62条の4 定期点検</td> <td>1年/1回以上</td> </tr> <tr> <td>10 その他必要な項目</td> <td>関係法令</td> <td>関係法令の測定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	法令・通知等	実施頻度	4 受変電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査	定期検査 1年/1回以上	5 自家発電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査	定期検査 1年/1回以上	6 浄化槽	浄化槽法 第10条 保守点検 第11条 定期検査	1月/1回以上 1年/1回以上	7 建築設備 (エレベータ)	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 定期検査	1年/1回以上 1月/1回以上 1～2年/1回以上 1年/1回以上	8 消防設備	消防法 第17条の3の3 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	1年/1回以上	9 燃料貯留槽	消防法 第17条の3の3 危険物の規制に関する規則 第62条の4 定期点検	1年/1回以上	10 その他必要な項目	関係法令	関係法令の測定								
項目	法令・通知等	実施頻度																															
4 受変電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査	定期検査 1年/1回以上																															
5 自家発電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査	定期検査 1年/1回以上																															
6 浄化槽	浄化槽法 第10条 保守点検 第11条 定期検査	1月/1回以上 1年/1回以上																															
7 建築設備 (エレベータ)	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 定期検査	1年/1回以上 1月/1回以上 1～2年/1回以上 1年/1回以上																															
8 消防設備	消防法 第17条の3の3 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	1年/1回以上																															
9 燃料貯留槽	消防法 第17条の3の3 危険物の規制に関する規則 第62条の4 定期点検	1年/1回以上																															
10 その他必要な項目	関係法令	関係法令の測定																															
<p>11 長寿命化総合計画の運用</p> <p>(3) 運営事業者は、点検・検査、補修・更新、精密機能検査等の結果に基づき、「維持補修履歴」及び「施設保全計画」を毎年度更新し、その都度本組合の承諾を得ること。</p> <p>第4節 環境管理業務</p> <p>第5節 情報管理業務</p> <p>下記の項目について報告書等を作成し、管理又は提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理報告 ・ 調達・管理報告 ・ 点検・検査報告 ・ 補修・更新報告 ・ 環境管理報告 ・ 作業環境管理報告 ・ 施設情報管理 ・ 本施設の維持管理記録に関する報告 ・ その他管理記録報告 <p>第6節 その他関連業務</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>法令・通知等</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 受変電設備</td> <td>電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 自家発電設備</td> <td>電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 浄化槽</td> <td>浄化槽法 第10条 保守点検 第11条 定期検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 建築設備 (エレベータ)</td> <td>労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 定期検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 消防設備</td> <td>消防法 第17条の3の3 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 燃料貯留槽</td> <td>消防法 第17条の3の3 危険物の規制に関する規則 第62条の4 定期点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 その他必要な項目</td> <td>関係法令</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 「維持補修履歴」及び「施設保全計画」の更新頻度 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ () <p>○要求水準書からの変更の有無 ()</p>			項目	法令・通知等	実施頻度	4 受変電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査		5 自家発電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査		6 浄化槽	浄化槽法 第10条 保守点検 第11条 定期検査		7 建築設備 (エレベータ)	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 定期検査		8 消防設備	消防法 第17条の3の3 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告		9 燃料貯留槽	消防法 第17条の3の3 危険物の規制に関する規則 第62条の4 定期点検		10 その他必要な項目	関係法令					
項目	法令・通知等	実施頻度																															
4 受変電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査																																
5 自家発電設備	電気事業法 第42条 保安規程 第55条 定期安全管理検査																																
6 浄化槽	浄化槽法 第10条 保守点検 第11条 定期検査																																
7 建築設備 (エレベータ)	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 建築基準法 定期検査																																
8 消防設備	消防法 第17条の3の3 消防設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告																																
9 燃料貯留槽	消防法 第17条の3の3 危険物の規制に関する規則 第62条の4 定期点検																																
10 その他必要な項目	関係法令																																